

令和4年度（2022年度）

吹田市障害福祉サービス等資格取得支援事業

補助金のご案内

増大する障害福祉サービス等の安定的な供給及び多様化する福祉ニーズや特性に適切に対応するため、市内の障害福祉サービス事業者等に対し、障害福祉サービス等の提供に必要な資格取得のための経費の一部を助成します。

●補助対象

次の各号の事業を行っている市内の指定障害福祉サービス事業者等が従業者に研修受講をさせた場合

- (1) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（療養介護及び施設入所支援を除く。）
- (2) 法第77条第1項の地域生活支援事業のうち、吹田市地域生活支援事業実施規則第3条第1項第8号に掲げる移動支援事業及び第11号に掲げる日中一時支援事業
- (3) 法第5条第18項に規定する特定相談支援事業

●補助対象研修と補助額

補助額は、実績額×補助率で得た額と補助上限額のどちらか低い方

補助対象研修	補助上限額	補助率
① 行動援護従業者養成研修	25,000円	2/3
② 強度行動障害支援者養成研修 (基礎・実践)	4,000円	
③ 喀痰吸引等研修 (1号・2号・3号)	1号・2号：130,000円 3号：16,000円	2/3
④ 同行援護従業者養成研修 (一般・応用)	11,000円	1/2
⑤ 移動支援従業者養成研修 (全身性・知的・精神)	12,000円	
⑥ 介護職員初任者研修	19,000円	1/2

※研修受講費・教材費・実習費含む。交通費等諸経費は含まない。

●研修初日を問わず、**研修修了日が令和4年4月1日から翌年3月31日の場合**を補助対象とします。

●申請には以下の書類が必要です

- ・障害福祉サービス等資格取得支援事業補助金交付申請書
- ・障害福祉サービス等資格取得支援事業補助金交付申請内訳書
- ・補助対象経費の支払いを証する書類
- ・補助対象研修の修了を証する書類
- ・当該事業所の従業者であることを証する書類
- ・障害福祉サービス等資格取得支援事業補助金交付請求書（交付決定通知書発行後）
- ・その他市長が必要と認める書類